

第1号議案

「役員改選(案)」について

2022年12月31日をもって現役員の任期が満了となることから、以下により改選を行う。

1 根拠規程

「東北芸術工科大学後援会会則」(P.2~P.3 参照)

(役員会)
第6条 本会に、次の役員からなる役員会を置く。
(1) 会長
(2) 副会長 1名
(3) 幹事 10名以内
(4) 監事 2名
2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。(略)
3~6 (略)
7 役員会は、次の事項について審議する。
(1) ~ (2) (略)
(3) 役員選出に関する事項
(4) (略)

2 現行役員体制

役職名	氏名	現職
会長	寒河江 浩二	株式会社山形新聞社 代表取締役社長
副会長	清野 寿啓	山形パナソニック株式会社 代表取締役社長
幹事	長谷川 吉茂	株式会社山形銀行 取締役頭取
〃	川越 浩司	株式会社きらやか銀行 代表取締役頭取
〃	松田 正彦	株式会社荘内銀行 代表取締役頭取
〃	阿部 和人	田宮印刷株式会社 代表取締役
〃	富田 浩志	株式会社とみひろ 代表取締役社長
〃	本間 弘	株式会社本間利雄設計事務所 代表取締役
〃	武田 靖子	株式会社ジョイン 専務取締役
〃	佐藤 洋詩恵	株式会社旅館古窯 取締役社長(女将)
監事	中山 眞一	株式会社塚田会計事務所 代表取締役社長
〃	平井 康博	株式会社ヤマコー 代表取締役社長

※任期2年間：2021年1月1日~2022年12月31日

○東北芸術工科大学後援会会則

(名称及び目的)

第1条 本会は東北芸術工科大学後援会と称し、東北芸術工科大学（以下「大学」という。）を支援している企業等と大学との相互理解を深めることにより、大学と産業界との連携を密にし、ひいては大学の教育・研究活動をとおして産業界の振興・発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、東北芸術工科大学（山形市上桜田3丁目4番5号）企画調査室内に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、本会の目的に賛同した法人等で構成する。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大学の教育及び研究活動に対する支援事業
- (2) 大学が保有する教育・研究シーズの活用事業
- (3) 大学との交流事業
- (4) 大学との共同事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会議)

第5条 本会の会議は、役員会及び臨時総会とする。

(役員会)

第6条 本会に、次の役員からなる役員会を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 監事 2名

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中の役員交代がある場合の後任者の任期については、前任者の残任期間とする。

3 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会の運営にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理・代行する。
- (3) 幹事は、本会の目的達成のために企画運営にあたる。
- (4) 監事は、本会の会計を監査し、役員会において報告する。

4 役員会は、会長が必要と認めた時に開催し、会長が議長となる。

5 役員会は、役員2分の1以上の出席をもって成立する。

ただし、役員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思表示した者もしくは代理の者を出席させる旨の意思表示をした者は、出席者と見なす。

6 役員会の議事は、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 役員会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業計画並びに予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) その他、本会の運営に関する必要な事項

(臨時総会)

第7条 第5条に規定する臨時総会は、本会運営に関して役員会による判断が困難な場合または突発的な重要事項について会員全体の意思の確認・決定が求められる場合に会長が招集することができる。ただし、役員3分の2以上または会員の2分の1以上から請求があった場合には、会長は速やかに招集しなければならない。

2 臨時総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 本会の存続、解散に関する事項
- (2) その他、本会の運営に関する重要事項

3 臨時総会は役員会の上位に置かれ、役員会は臨時総会の決定に従う。

(運営費及び会費)

第8条 本会の運営費は、会費並びに寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、年額10,000円とし、事業年度2月以内に一括納入するものとする。

3 事業年度途中の入会の場合も1年分を納入するものとし、既納の会費は返却しない。

(事業年度及び会計年度)

第9条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

2 本会の決算は、監事の監査を経た後、役員会で審議する。

(会員への周知)

第10条 事業計画、予算及び決算については、役員会で承認された後、会員に周知する。

(事務局長及び事務職員)

第11条 本会の事務を処理するため、事務局に事務局長及び事務職員を若干名置く。

2 事務局長は、大学の理事または職員の中から会長が委嘱する。

3 事務職員は、大学の職員の中から会長が委嘱する。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営についての必要な事項は、会長が別に定める。